

# 安全報告書

令和 7 年度



# 令和7年度輸送の安全に関する情報

社名 羽田空港交通株式会社

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針(安全方針)

羽田空港交通株式会社は、輸送安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を  
社長をはじめ全社員が一丸となって取り組み、お客様に快適な輸送をご提供いたします。

- 1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根源であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす
- 2) 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善( Plan→ Do→ Check→ Act )を確実に実施し、安全対策を常に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める
- 3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する

## 2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

### 令和8年度 安全目標

1. 燃費シートを活用し、エコドライブ運転 指導を行う。
2. 品質向上のための運転フォローアップを年2回行う。
3. 年30件、ヒヤリハット報告収集し、現場注意喚起を行う。

## 令和7年度目標・達成状況

- 燃費シートを活用し、エコドライブ運転 指導を行う。

達成：毎月燃費状況、エコ運転ポスター掲示し指導を行った。

- 現場での抜き打ち運転検証を年2回行う。

達成率50% 運転手に対して1回は行ったが2回実施できなかった。

- 年20件、ヒヤリハット報告収集し、現場注意喚起を行う。

達成：ヒヤリハット報告収集して注意喚起を行った。

(1) 人身事故 0件

(2) 重大事故(事故報告規則2条) 0件

(3) 健康起因による事故ゼロ 0件

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報(令和7年度)

件数 0件(死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損事故5件、

事故報告書提出件数0件、康起因事故0件)自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

## 4. 安全管理規程

別添のとおり

## 5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

- 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況

① 有 ② 無

- 直近3年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況

① 有 ② 無

国土交通本省における運輸安全マネジメントセミナー

「ガイドラインセミナー(リモート方式)」を令和5年10月30日受講

- 月別事故防止重点項目の事故防止ポスターを掲示し、輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります

- 事故惹起者への同乗教育

(5)発生した事故報告書を掲示し、全従業員に周知、注意喚起と事故防止の徹底を図る

## 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙1「緊急連絡体制図」のとおり

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

・運転者に対する教育及び研修の実施回数 令和7年度 12回

・運行管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和7年度 1回

### ★乗務員向け教育記録

事業用自動車を運転する場合の心構え	年間 4 回
事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	年間 3 回
事業用自動車の構造上の特性	年間 1 回
乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	年間 2 回
旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項	年間 2 回
主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	年間 3 回
危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	年間 6 回
運転者の運転適性に応じた安全運転	年間 1 回
交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	年間 2 回
健康管理の重要性	年間 6 回
異常気象時における対処方法	年間 1 回
非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い	年間 1 回
安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	年間 2 回
ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	年間 2 回
労働法の学習	年間 1 回

### ★管理者向け教育記録

#### 【関東運輸局】令和7年度・貸切バス事業者講習会(講習動画)

各営業所 統括運行管理者 講習参加

日時 令和7年7月22日(火)、7月23日(水)

場所 羽田営業所・東京営業所・木更津営業所

内容 パソコンで YouTube を視聴

実施時期:2025年5月～2025年7月

講習内容:貸切バスの輸送の安全確保の徹底について

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 最近の事故事例
3. 事業用自動車の安全対策
4. 最近の関係法令の改正
5. 最近の監査及び行政処分

・令和7年度貸切バス事業者講習会

[令和7年度貸切バス事業者講習動画](#)

〈参考〉実技指導動画:[いろは坂下り・ふじあざみライン下り](#)

インターネットによる講習報告書提出

- ・各営業所の運行管理者が集まり、毎月1回安全ミーティング
- ・安全統括管理者による巡視(毎月1回)
- ・内部監査実施

## 8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

・内部監査の実施の有無 有 無

・直近事業年度における実施回数 1回(令和5年11月実施)

・対象者 安全統括管理者 等

・監査結果 指摘有 • 指摘無

・指摘があった場合の措置

内部監査の結果、運行管理者、整備管理者が少ないと指摘

運行管理者の増員、整備管理者選任前講習を受けさせ、整備管理者の増員を図った。

管理体制の強化⇒一括管理シートにより、管理担当と監査担当によるダブルチェック体制に変更

## 9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 小沢 将司

社内での役職 取締役本部長

選任年月日 令和4年5月13日

## 10. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		10人	44人		
	社会保険等加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		32人	25人	54人	34人
	平均勤続年数	3年			

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	6人	9人	4人	9人
内他業務(運転者等)の兼任者数	4人	7人	1人	8人

## 11. 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入台数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	14台	H15年	H28年	17年	14台	14台	6台
中型	4台	H8年	H27年	20年	8台	4台	1台
小型	20台	H6年	H10年	20年	20台	20台	0台
コミューター	1台	H20年	H20年	17年	1台	1台	0台

区分	主な運行の態様	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	企業送迎・観光輸送	無制限	無制限
中型	企業送迎・観光輸送	無制限	無制限
小型	学校送迎・冠婚葬祭輸送	無制限	無制限
コミューター	学校送迎	無制限	無制限

※特定自動車も含む

# 安全 管理 規 程

羽田空港交通株式会社

平 成 26年 6月

# 目 次

第一章 総 則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総 則

### 第1条（目的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

### 第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ① 社長は、輸送安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分にふまえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
  - ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実行し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
  - ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 2 安全方針の各社員の理解度等を内部監査等で定期的に把握する。
  - 3 2の結果を踏まえ、1年ごとに見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること。周知方法を見直すこと等を含む。）を行う。

### 第4条（輸送の安全に関する重点施策）

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

#### 第5条（輸送の安全に関する目標）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を別に作成する。

#### 第6条（輸送の安全に関する目標と計画）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を別に作成する。

### 第三章　輸送安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

#### 第7条（社長の責務）

- 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、自ら、及び運行管理者を通じて、徹底する。
- 3 輸送の安全に関する方針の策定に主体的に関与する。
- 4 輸送の安全に関する重点施策、目標及び計画の策定に主体的に関与する。
- 5 重大事故等発生時の対応体制の整備に主体的に関与する。
- 6 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じる。
- 7 輸送の安全の確保に関する運行管理者の意見を尊重する。
- 8 会社全体の運輸事業の安全管理体制の見直し（マネジメントレビュー）に主体的に関与する。

#### 第8条（社内組織）

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者を選任する。
  - (2) 運行管理者；所轄営業所毎に2名以上選任する。
  - (3) 整備管理者；所轄営業所毎に1名選任する。
  - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害時に対応する場合も含め、別に定める組織図による。（別紙）

## 第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

取締役又は、執行役員、管理者の中から、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任とする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない理由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 安全統括管理者を選任及び解任に当たっては国土交通大臣又は関東運輸局長に届出書をもって届け出る。

## 第10条(安全統括管理者の責務)

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に対し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について定期的にかつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の確保に安全に関する統括管理を行うこと。

## 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第11条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

### 第12条（輸送の安全に関する費用支出及び投資）

輸送に安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

### 第13条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

### 第14条(自己、災害等に関する報告連絡体制)

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は提出を行う。

### 第15条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を別に策定し、着実に実施する。

### 第16条（運輸の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

### 第17条（輸送の安全に関する業務の改善）

経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

## 第18条（情報の公開）

以下に掲げる輸送の安全に関する情報については、毎事業年度100日以内に外部に公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ① 輸送に安全に関する基本的な方針
  - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型型の事故件数）
  - ④ 安全管理規定
  - ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
  - ⑥ 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他の組織改正
  - ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
  - ⑧ 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
  - ⑨ 安全統括管理者に係わる情報
- 2 行政処分を受けた時は、以下に掲げる内容を遅延なく公表し、その時期は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。
- (1) 当該処分の内容(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分)
  - (2) 当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容（改善報告書等）

## 第19条（輸送の安全に関する記録の管理等）

本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

## 第20条（附 則）

本規程の改廃は、規定管理規程の定めるところによる。

- 2 本規程は平成25年12月1日より実施する。
- 3 本規程の運用細則は別に定めるところによる。
- 4 本規程改廃の主管部署は運輸管理部とする。